様式３

たつの市における地域クラブ認定要件確認書

認定要件

（１）部活動の地域の受け皿として、中学生等を対象にスポーツまたは、文化芸術活動を

行い、専門性の高い指導を目指すこと。

　（２）活動場所としては原則としてたつの市内とし、活動場所までの移動について、生徒やその保護者の過度な負担とならないこと。

　（３）営利目的を主とした運営でないこと。

　（４）持続可能なクラブ運営を目指し、複数の役員や指導者が運営に携わっていること。

　（５）以下の要件を満たす規約（会則）を作成しており、それらの内容が社会通念上、適

　　　正であると認められること。

　　　・目的が記載されていること。

　　　・入退会について記載されていること。

　　　・会費について記載されていること。

　　　・以下に準ずる役員を置くことが記載されていること。

　　　①代表　②指導者　③会計　④会計監査

（代表、指導者、会計、会計監査を兼ねることはできない。）

　（６）県や市が主催する指導者研修等を受講する役員または指導者が運営に携わること。

　（７）学校部活動の教育的意義を継承・発展し、勝敗などに偏った指導にならないように

　　　努め、子どもの資質・能力の向上を主たる目的として活動すること。

　　（学校部活動の意義）

　　　・部活動とは、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を

　　　図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、人間形成に資す

るものである。

・部活動とは、スポーツや文化等に親しませ、学習意欲の向上や責任感。連帯感の涵

養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資する

ものである。

　（８）体罰や暴言は、生徒の人権を侵害する違法な行為であることを理解し、プレーヤー

　　　ズファーストの考えで、人権を尊重して活動を行うこと。

　（９）過度の練習が、スポーツ傷害・外傷、バーンアウト、精神の不安定などのリスクが

高まることを正しく理解し、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導

を行うこと。

　（10）成長期にある中学生がバランスの取れた生活を送ることができるよう「たつの市立中学校部活動に関するガイドライン」（たつの市部活動在り方検討委員会）に準じた活動日数及び活動時間を設定すること。

　　＜休養日及び活動時間の基準＞

　　　・週あたり２日以上（平日1日以上、週休1日以上）の休養日を設けること。

　　　・活動時間は、長くとも平日では２時間程度、学校の休業日は３時間程度とし、短時

　　　間で、合理的かつ効率的・効果的な活動を行うこと。

　　　・休養日として設定した日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替

　　　え、休養日を確保すること。

　　　・長期休業中の休業日の設定は、学期中に準じた扱いを行うこと。

　　　・定期試験前の一定期間を活動休養日として設定すること。

　　　・活動時間帯は、学校生活に支障がない時間帯を設定すること。

　（11）生徒の発達段階や健康の状態、気温等の環境を考慮した指導内容や練習時間及び水

分補給や休息時間等を設定すること。また、施設管理者と連携した用具や施設の点検、

保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行うなど、生徒の安全確保に万

全を期すること。

　（12）指導者や参加生徒等に対して、怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるよう

　　　保険や個人賠償責任保険に加入させていること。

　（13）認定期間は、申請した日の属する年度を含む１年間とする。ただし、期間途中でも

認定要件にあてはまらないと判断された場合は、認定を取り消されることを了承する

こと。

　（14）本認定要件が変更された際は、変更内容を承認すること。

　上記要件を確認しました。たつの市の認定規則に沿って活動することを了承します。

　　年　　月　　日

　　　　　たつの市教育委員会　様

団体名

代表者名